

# 社協だより

美里町社会福祉協議会

発行  
社会福祉法人  
美里町社会福祉協議会  
住所  
児玉郡美里町大字木部538-5  
(美里町保健センター内)  
電話  
0495-76-3601、75-1109  
FAX  
0495-75-1110  
発行日：平成30年3月30日



## 災害ボランティアセンター運営訓練

3月3日に、本庄市・児玉郡内の社会福祉協議会共催で「災害ボランティアセンター運営訓練」を開催しました。本庄市・児玉郡内在住・在勤のかた50名が参加、一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンター職員による講義のほか、災害を想定したシミュレーションを行い、訓練を通して「災害時のたすけあい」について一緒に考え学びました。

も

あったかい気持ちに感謝します..... 2

く

あんしんサポートねっと..... 3

地域歳末たすけあい援護金について..... 4

じ

各種事業のご案内..... 5

ひとり暮らし高齢者支援事業..... 6

進め！！ぼらんていあ..... 7

2018  
No.16

# あったかい気持ちに感謝します

## 赤十字社資募金



募金総額

**748,000円**

(平成30年3月1日現在)

日本赤十字社は、赤十字の理念でもある人道にもとづいて、次のような事業を実施しています。この人道的事業を行うための活動資金として、5月の強化月間に町民の皆様からご協力いただきました。

- 災害救護（国際救援）活動
- 救急医療活動・看護師養成
- 救急法、家庭看護法等講習会
- 赤十字ボランティア活動
- 献血などの血液事業
- 地域の社会福祉活動推進 など



## 赤い羽根共同募金

募金総額

**1,840,229円**

(平成30年3月1日現在)

戸別募金	1,244,500円	各行政区（区長）に依頼
学校募金	11,063円	町内各小・中学校
職域募金	372,266円	福祉施設・団体、民生・児童委員協議会、役場職員など
法人募金	199,000円	会社・事業所
個人大口	13,400円	

平成29年10月1日から全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」は、配分金として、美里町では下記のように活用されています。

- 一人暮らし高齢者配食・会食サービス
- 社協だより作成
- いきいき対策事業支援
- ひとり親家庭交流事業
- 福祉・ボランティア教材整備
- 高齢者、障害者団体活動支援
- 学童クラブ活動支援

## 地域歳末たすけあい募金



募金総額

**1,726,600円**

(平成30年3月1日現在)

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに昨年12月から各地で展開されました。美里町においても行政区ごとに募金活動が実施され、町民の皆様や各種団体などから寄せられた貴重な浄財は、配分委員会で町内の生活困窮該当世帯（49世帯905,000円）に援護金として贈ることが決定され、配分させていただきました。

# 福祉サービス利用援助事業 あんしんサポートねっと

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のあるかたなどが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

## このようなお手伝いを行います

### ① 福祉サービス利用援助

定期的に訪問し、援助のご相談や福祉サービス利用の手続き・書類の整理等について、お手伝いを行います。

### ② 日常生活上の手続き援助

役場からのお知らせや申請など、日常生活に必要な事務手続きのお手伝いを行います。

### ③ 日常的金銭管理

生活費の使い方についての相談や、日常の暮らしに必要な金銭の出し入れに関するお手伝いを行います。

### ④ 書類等預かりサービス

預貯金通帳や年金証書などをご自身で保管することが不安な場合に、大切な書類をお預かりします。

## 利用料金

契約するまでのご相談や支援計画の作成は無料です。契約にもとづく援助は有料です。

援助内容		料 金
① 福祉サービス利用援助		1回1時間まで 1,200円 (1時間をこえると、30分ごとに400円が加算されます。)
② 日常生活上の手続き援助		
③ 日常的金銭管理	通帳をご本人が保管される場合	1回1時間まで 1,600円 (1時間をこえると、30分ごとに400円が加算されます。)
	通帳を社会福祉協議会でお預りする場合又は金融機関において代理により援助を行う場合	
④ 書類等預かりサービス		基本料 2,000円 (1年間) 利用料 500円 (1ヶ月)

※生活支援員宅から利用者宅の往復の交通費は、利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。

※生活保護世帯は無料です。

# 地域歳末たすけあい援護金について

平成30年度「地域歳末たすけあい援護金」を受けるには、申請書の提出が必要です。

対象者の要件は、以下のとおりです。

**【対象者】** 美里町内に居住しており、次の①～③のいずれかに該当するかた（世帯）

## ① 生活が困窮しているため 支援を必要とするかた（世帯）

- ・世帯全員が町県民税非課税（ただし、生活保護法による保護を受けている世帯及び施設等入所者は除く）

## ② 災害被災（火災など） されたかた（世帯）

【罹災証明書等  
（対象：該当年に被災されたかた）】

## ③ その他支援を必要とする方（世帯）

【町県民税の減免等に該当（対象：該当年度分）】  
課税世帯ではあるが、事故や病気等の具体的理由により、所得が皆無となったため生活が著しく困難となったかた（世帯）

**【申請方法】** 申請書に必要事項を記入・押印のうえ、地区担当民生委員へ提出していただきます。申請書は、平成30年10月中旬に美里町社会福祉協議会・美里町役場住民福祉健康課及び民生委員宅に用意します。  
※申請書を調査した結果は通知します。

**【援護金額】** 該当年度の募金額と申請件数を考慮のうえ、配分委員会で決定します。



## 各種事業のご案内

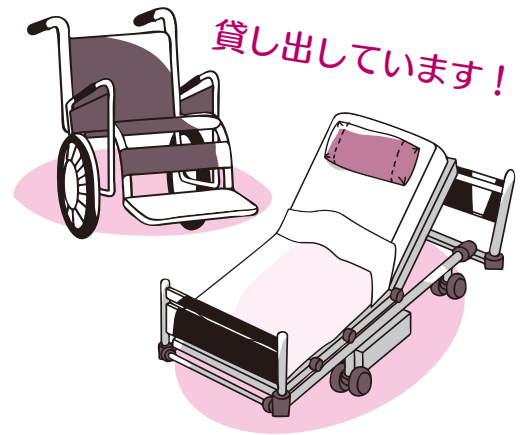
### 福祉機器等の貸し出し

車イスや介護ベッドの貸し出しを行っています。

福祉機器を借りられるのは、原則として介護サービスを利用していないかたで一時的に必要とするかたが対象となります。

これらの機器は、今まで町民の皆さんや各団体から寄贈された物品も含まれ、有効に活用させていただいています。

また、体験学習用の機材として、各学校や団体などに高齢者の疑似体験ができるセットの貸し出しも行っています。ぜひ、ご活用ください。



### 社会福祉協力校

児童生徒に社会福祉への関心を高めてもらい、家庭や地域社会で福祉の啓発を図ってもらうため、町内の各小中学校を社会福祉協力校として指定しています。

#### 主な活動内容

- ・福祉施設への訪問やボランティア活動
- ・本庄特別支援学校との交流
- ・ボランティア活動者等の講話
- ・手話や車イス・高齢者疑似体験等
- ・高齢者を行事へ招待して交流を図る
- ・各種募金活動への協力



# ひとり暮らし高齢者支援事業

## 配食サービス



毎月第1・第3水曜日に申請のあった65歳以上のひとり暮らし高齢者のかたに手作りのお弁当を配送しています。

調理ボランティアの食生活改善推進員の皆さんがお弁当を作り、配送ボランティアさんが見守り活動を兼ねて皆さんの自宅までお弁当をお届けします。それぞれの笑顔がつつなぐサービスとなっています。

このサービスを受けたことがなかったかたや知らなかったかた、または配送ボランティアを試みたいかたは、社会福祉協議会にお問い合わせください。



## 会食サービス

12月11日にコミュニティセンターで70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした会食会を実施し、30名のかたが参加しました。

地域包括支援センター職員からは「振り込め詐欺について」、保健センター管理栄養士からは「食事の話」の講話・「脳トレ体操」を行いました。また、ボランティアグループ「ANB」による歌の伴奏に合わせ、みんなで一緒に楽しく歌いました。

食事は、食生活改善推進員の皆さんが作った心のこもった温かいお弁当（下の写真は、当日のお弁当です）を全員でいただきました。

参加したかたからは、「皆さんに会えて楽しく過ごせました。」という感想が多くありました。



# 進め! ぼらんていあ

## 高校生ワークキャンプ

8月2日～4日、2泊3日の日程で美里町社会福祉協議会と特別養護老人ホーム「美里敬愛ホーム」、デイサービスセンター「けいあい」の共催で高校生ワークキャンプが実施されました。

このキャンプは、福祉についての理解と関心を高め、高校生として何ができるか考えることを目的として、県内の高校から6名が参加しました。

高校生は、3日間施設の利用者と交流を深めるとともに車イスの移動介助など職員の手伝いを行いました。

参加者の一人は、「利用者のかたと笑ってお話しすることができたのですごくうれしかったです。色々なお話をしてくださり、一緒に盆踊りを踊ったのも、とても良い思い出になりました。」と話してくれました。



## 収集ボランティア

### 使用済み切手・書き損じ葉書

皆様から寄せられる切手や葉書を収集団体へお届けしています。

使用済み切手は、収集家や収集業者をとおして換金され、そのお金は福祉の分野で活用されています。

#### ・切手収集のポイント

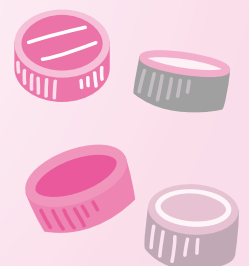
- ①切手の周囲を5mm～1cm程度残し、切り取ってください。消印が鮮明に残っている場合は、消印を残して切り取ってください。
- ②折り曲げたり、破いたりしないよう注意しましょう。
- ③葉書に印字されている切手は回収できません。



### ペットボトルキャップ

回収業者が再資源化業者へ売却、売上金を認定NPO法人へ寄付します。(発展途上国の子どもたちにワクチンが届けられます。)

身近で簡単なボランティア活動として、ご家庭の使用済み切手・書き損じ葉書やペットボトルキャップを処分せずに、取り組んでみてはいかがでしょうか。※回収場所は、美里町社会福祉協議会です。





## 心配ごと相談

無料

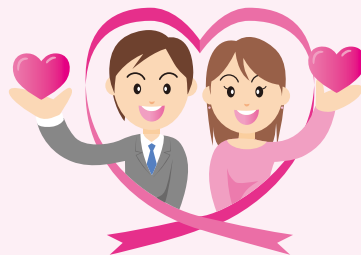
家族、法律、財産、生計などの悩みに民生・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが相談に応じます。



**相談日** 毎月第3金曜日  
(祝日の場合は、その前日の木曜日になります)  
**時間** 午前10時～正午  
**場所** 美里町役場1階会議室

## 臨床心理士による「こころの相談」 無料

子どもの発達や育児、家庭や人間関係などの悩みごと・気がかりなことなどありましたらご相談ください。



**事前予約** 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時  
(祝日、年末年始を除く)  
**相談日** 毎週木曜日  
**相談方法** 面談(相談には事前予約が必要です)

## 美里町の人口と高齢化率

(平成30年3月1日現在)

- 人口 ..... 11,242人
- 65歳以上 ..... 3,429人
- 高齢化率 ..... 30.5%

## 社協に寄せられた 皆様からの善意

次のかたがたから社会福祉協議会にご寄付をいただきました。

これらの寄付金は、社会福祉向上のために有意義に活用させていただきます。

ありがとうございました。

寄付者名	摘要
美里町更生保護女性会様	16,827円
美里ゴルフ連盟様	20,000円

(平成29年3月16日～平成30年3月1日)

## ボランティア活動保険「更新」のお知らせ

安心してボランティア活動ができるように、ボランティア活動保険の加入をおすすめしています。今年度の補償期間は3月31日までとなります。新年度の加入希望者は手続きをお願いします。

平成30年度ボランティア活動保険年間保険料  
(補償期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

基本タイプ	Aプラン350円	Bプラン510円
天災タイプ	Aプラン500円	Bプラン710円

